

全求協 障がい者雇用支援キャンペーン

考えてみよう！障がい者雇用



障がい者雇用について、どうしたらいいのかわからない。何を知っておいた方がいいの？

障がい者雇用を行う上で、知っておくべきことがあります。ポイントを押さえて、ぜひ障がい者雇用を前向きにご検討ください。

障がい者雇用のメリット

- 多様な人材の受け入れで、**ダイバーシティ化**が進む
- 「**社会的責任を果たす企業**」と社外へのイメージアップへ
- 仕事の進め方を**見直すきっかけ**に
- 障がい者雇用による**助成金**を受け取ることができる



障がい者を雇用する上で、知っておくべきこと

〈法定雇用率〉

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「**法定雇用率**」以上にする義務があります。（障害者雇用促進法43条第1項）

民間企業の法定雇用率は本年度**2.5%**、R8年度からは2.7%と段階的に引き上げられます。R6年度は、従業員を**40人以上**雇用している事業主は、障がい者を**1人以上**雇用しなければなりません。

雇用義務を履行しない事業主に対しては行政指導が行われます。

〈障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務〉

障がい者に対して不当な**差別的取扱い**は**禁止**されています。

雇用分野でも募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で障がい者を**排除**すること、**不利な条件を設ける**こと、**障がいのない人を優先**することは差別に該当し、禁止されています。

合理的配慮の提供義務とは、障がいのある人も雇用される際、均等な待遇が確保され、能力を十分に発揮できるよう、事業者側が過度な負担にならない程度に**個別的な配慮**をすることです。

職場でどういった配慮が必要なのか、よく話し合いを行いましょう。

また、障がい者からの**相談に対応する体制の整備**も義務付けられています。

助成金制度とジョブコーチについて

〈助成金の一例〉

詳細は、お近くのハローワーク・労働局・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

制度名称	概要
特定求職者雇用開発助成金 （特定就職困難者コース）	障がい者を労働者として継続して雇用する事業主に対して助成例）中小企業事業の場合、短期労働者以外で重度障がい者等を雇用すると、3年で240万円が支給されます
障害者トライアル雇用	障がい者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけづくりを目的とした助成例）月額最大4万円（最長3か月間）、精神障がい者を雇用する場合、月額最大8万円を3か月、その後最大4万円を3か月支給されます
障害者作業施設設置等助成金 （障害者雇用納付金制度に基づく助成金）	事業主が障がい者の新規雇入れまたは継続雇用のために、障がいを克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備を行う場合に支給例）作業施設等の設置または設備をした場合、助成率は2/3 限度額は、障がい者1人につき450万円まで
障害者雇用相談援助助成金 （障害者雇用納付金制度に基づく助成金）	障がい者雇用を促進することを目的に、労働局に認定された事業者が、障がい者雇用に関する知識やノウハウが不足している事業主に対して障がい者の採用や雇用管理に関する支援を提供した場合に支給（R6年4月より開始） 例）障がい者雇用相談援助事業を行った対象事業主にあっては60万円及び一人当たり7.5万円

〈ジョブコーチ制度〉

障がい者のある方が、できるだけ早く職場に適応し、安心して能力を発揮するためには、適切なサポートが大切です。

ジョブコーチ制度は、障がい者に対しては、**職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方**などのアドバイスを、事業主に対しては、**本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障がい特性を踏まえた仕事の教え方**などのアドバイスをを行います。

配置型・訪問型・企業在籍型の3つの形があります。

「雇用前から」「雇用と同時に」「雇用後に」と、必要なタイミングで開始できます。

ジョブコーチ支援が必要な場合は、**地域障害者職業センター**にお問い合わせください。

詳細は、それぞれのホームページをご覧ください。

厚生労働省
障害者雇用 事業者の方へ



ハローワーク
障害者の方の雇用に向けて



高齢・障害・求職者
雇用支援機構




地域障害者職業
センター



厚生労働省
雇用関係助成金検索
ツール



全求協 障がい者雇用支援キャンペーン（2024.7.1～9.30）
主催／ 公益社団法人 全国求人情報協会
後援／厚生労働省

